

第5章 交通公害の現況と対策

第1節 交通公害の概要

1 概要

自動車、鉄道、航空機等による交通が、私たちの生活に不可欠なことは言うまでもありません。これらの交通の発達は、人口の都市集中と物流の飛躍的増大など多くの社会的効用を生み出した反面、大気汚染や騒音・振動などの交通公害を引き起こし、大きな社会問題となりました。

本市では、幹線道路の中国自動車道、国道176号が東西に走り、一部の地域での問題を生じています。また、鉄道騒音、振動についても、本数の増加や高速化による騒音、振動の苦情が発生しています。

2 環境基準

人の健康を保護する上で維持することが望ましい大気の状態、生活環境を保全し、人の健康の保護に資する上で維持されることが望ましい基準として、環境基準が定められています

騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の区分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル以下	55デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル以下	60デシベル以下

- (注) 1 昼間は午前6時から午後10時、夜間は午後10時から翌日の午前6時
 2 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
 3 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
 4 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
 5 車線とは、1縦列の自動車が安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

幹線道路に近接する空間については、次表に掲げるとおり

基準値	
昼間	夜間
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができる。	

振動については、環境基準は設定されていませんが、自動車騒音、道路交通振動については、要請限度（「自動車騒音の限度を定める省令」及び「道路交通振動の限度を定める省令」）が定められています。

3 要請限度

自動車騒音や道路交通振動が総理府令等の限度を超え、道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認められるときは、県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置を執るべきことを要請するものとされています。また、必要があると認められるときは、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べるができるものとされています。

自動車騒音の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
a区域及びb区域のうち一車線を有する道路に面する区域	65デシベル	55デシベル
a区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域	70デシベル	65デシベル
b区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及びc区域うち車線を有する道路に面する区域	75デシベル	70デシベル

備考 a区域 専ら住居の用に供される区域

b区域 主として住居の用に供される区域

c区域 相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される区域

幹線交通を担う道路に近接する空間に係る限度は、昼間75デシベル、夜間70デシベル

道路交通振動の限度

区域の区分	時間の区分	
	昼間	夜間
第一種区域	65デシベル	70デシベル
第二種区域	60デシベル	65デシベル

備考第一種区域 良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域

第二種区域 住居の用に併せて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

第2節 交通公害の現況

1 自動車騒音、道路交通振動

市では、東西交通の大動脈である中国自動車道や主要幹線道路の176号などで自動車騒音、道路交通振動等の調査を実施しています。

平成15年度は、市内13地点で測定を実施しました。その内、騒音では、道路近傍地点5地点で環境基準を達成し、7地点で未達成でした。また、2地点で要請限度を超過しました。

振動では、6地点全てで要請限度を達成しています。

自動車騒音、道路交通振動調査結果

単位：d B

調査地点 対象道路	用途区域区分 類型 車線数	時間区 分	近傍	背後地	振動	交通量10分間 換算(台)
栄町3丁目9番 国道176号	商業 C - 4	昼間 夜間	7.2 7.2	6.3 5.9		2.67 1.15
栄町1丁目16番 国道176号	商業 C - 4	昼間 夜間	7.0 6.9		3.1 3.0	3.67 1.29
旭町3丁目10番 国道176号	近隣商業 C - 4	昼間 夜間	7.0 6.7	6.4 6.1	4.4 4.1	3.97 1.50
安倉北2丁目6番 国道176号	準住居 B - 4	昼間 夜間	7.0 6.9	6.7 6.6		5.26 1.49
山本野里3丁目26 国道176号	準住居 B - 10	昼間 夜間	7.3 7.1	6.7 6.5		5.79 1.99
売布東の町12番 国道176号	第1種住居 B - 2	昼間 夜間	6.4 5.9	5.9 5.2		1.51 2.7
中筋2丁目 国道176号	第1種住居 B - 2	昼間 夜間	6.7 6.1	6.1 5.4	4.1 3.1	1.65 2.3
中州1丁目9番 県道明石神戸宝塚	第1種低層住居 A - 2	昼間 夜間	6.7 6.2	5.9 5.4	4.1 3.5	1.42 1.6
野上3丁目14番 県道明石神戸宝塚	第1種低層住居 A - 2	昼間 夜間	6.7 6.1	6.1 5.4	3.5 2.9	1.33 1.3
千種4丁目15番 県道明石神戸宝塚	第1種低層住居 A - 2	昼間 夜間		6.2 5.5		
逆瀬台1丁目5番 県道明石神戸宝塚	第1種中高層住 A - 2	昼間 夜間	6.6 6.0	6.2 5.6		1.11 1.5
高司1丁目3番 県道塩瀬門戸荘線	第1種住居 B - 2	昼間 夜間	7.1 6.6	6.3 5.9	4.0 3.6	
山手台西2丁目4 市道3259号線	第1種低層住居 A - 2	昼間 夜間	6.6 6.0	5.8 5.2		6.4 3.4

ア 面的評価

平成15年4月の特例市移行に伴い、交通騒音について面的評価を実施することとなりました。これは、道路を一定区間ごとに区切って評価区間を設定し、評価区間内の代表する1地点で等価騒音レベル(LAeq)の測定を行い、その結果を用いて評価区間内の道路端から50mの範囲内にあるすべての住居等について等価騒音レベルの推計を行うことにより環境基準を達成する戸数及びその割合を把握するものです。等価騒音レベル(LAeq)とは、変動する騒音レベルをエネルギー的な平均値として示したもので、人の感じる感覚的なうるささとの対応が良く、国際的にも広く採用されています。

平成15年度は、国道176号、県道明石神戸宝塚線、市道3259号線で、実測値をもとに面的評価を実施しました。その結果を次表に表します。

面的評価結果

(単位：dB)

	評価区間			車線数	環境基準達成率%	
	始点	終点	延長km		昼間	夜間
国道176号	栄町3丁目	栄町3丁目	0.3	4	81.2	79.4
	栄町3丁目	宮の町	0.9	4	100.0	93.4
	宮の町	中筋2丁目	3.2	2	99.0	98.7
	中筋2丁目	平井4丁目	2.1	2	100.0	100.0
	宮の町	安倉西1丁目	1.9	4	100.0	100.0
	安倉西1丁目	安倉中5丁目	1.1	4	96.2	82.1
	山本野里1丁目	山本野里3丁	1.0	4	29.5	29.5
県道 明石神戸宝塚線	栄町1丁目	武庫川町	0.2	2	100.0	100.0
	武庫川町	南口2丁目	0.3	2	100.0	100.0
	南口2丁目	伊子志1丁目	0.7	2	100.0	100.0
	中州1丁目	野上6丁目	1.3	2	100.0	100.0
	野上6丁目	逆瀬台1丁目	1.6	2	90.3	90.3
市道3295号線	平井1丁目	山手台東1丁目	1.6	2	82.1	82.1

2 鉄道騒音、振動

市内を東西に連なるJR福知山線と阪急宝塚線、南北に走る阪急今津線で鉄道騒音、振動について調査を実施しています。なお、鉄道騒音、振動にかかる環境基準は、新幹線についてのみ設けられております。そのため、測定方法は、新幹線に対する測定方法を用いていますが、結果についての判断はできません。

鉄道騒音、振動調査結果

(単位：dB)

対象路線	調査地点	騒音			振動		
		直近	12.5m	25m	直近	12.5m	25m
JR 福知山線	川面5丁目15番	79.3	69.4			53.8	
	川面3丁目1番	75.3	73.1		64.6		
	川面1丁目2番	77.9	77.5			58.4	
	米谷2丁目10番	91.6	80.9		66.7		
	売布東の町1番	80.5	76.6			51.4	
	山本西3丁目		77.9	76.0		51.2	
	山本南3丁目1番		77.0	75.0		56.4	
阪急 宝塚線	売布3丁目7番		80.2	76.7		50.4	
	売布東の町14番	86.3	81.6		63.9		
	山本西2丁目1番	85.7	81.3			53.8	
	平井3丁目1番	90.1	80.2		60.0		
阪急 今津線	南口2丁目1番	82.7	75.8		60.0		
	小林1丁目14番	73.9	73.7		62.4		
	仁川台8番	82.1	74.9			48.7	

直近の地点は、ほぼ敷地境界線上で、近接する軌道敷中心からの距離

第3節 交通公害防止対策

1 ノーマイカーデーの実施

(1) 実施の経緯

阪神地域では、平成3年度に神戸市、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市及び本市の6市による「阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会」を設立し、11月20日を「阪神地域ノーマイカーデー」として6市の協力による運動を開始しました。平成4年度からは川西市も加わり、7市の協力による運動を展開しています。さらに、平成5年度からはノーマイカーデーを毎月20日とし、強化月間を設けるなど取組を拡張しました。

(2) 目的

都市部においては、大気汚染や騒音等、自動車に起因する公害問題は重要な課題となっています。また、自動車は、通常、化石燃料を燃やして走るため、温室効果ガスを排出し、地球温暖化の原因の一つとなっています。このため、自動車を使用・利用する一人ひとりの、自動車公害及び地球温暖化防止に対する意識の高揚を図り、マイカー通勤の自粛や自動車使用の合理化、アイドリングストップをはじめとするエコドライブ等、具体的な行動を喚起するため、ノーマイカーデーを実施します。

(3) 取組方針

阪神地域ノーマイカーデー推進連絡会では、毎年度、実施方針を定め、それに加えて各市の実情に応じた取組を行うこととしています。本年度の実施方針は、次のとおりでした。

強化月間	6月及び12月
重点目標	<ul style="list-style-type: none">・マイカー通勤の自粛・業務用車両の持ち帰りの自粛・貨物自動車使用の合理化の推進・環境に配慮した自動車運転の普及（アイドリングストップ運動等）
内 容	<ul style="list-style-type: none">・民間事業者、公共機関等への協力要請・市民に対する広報・啓発・効果の把握

(4) 本市での取組

区 分	取組の名称	内 容		
		実 施 時 期	実 施 場 所	備 考
広報・街頭キャンペーン等	横断幕の掲示	常 時	国道176号	JR宝塚駅前他2カ所
		4月24. 25日	末広公園	花と緑のフェスティバル
		10月16. 17日	末広公園	たからづか秋まつり
	広報「たからづか」掲載	12月15日号		
	ポスター等の掲示	随 時	公 共 施 設 等	
	ティッシュペーパー・救急絆創膏の配布	4月、10月	末広公園	各種イベントに併せて実施
事業所への要請	ポスター、チラシの配布	常 時	環境管理課窓口	
		適 宜	市内事業所等	
調 査	交通量調査	6月13、20日	市内2地点	県道明石神戸宝塚線(野上2丁目) 市道1047号線(山本西1丁目)
		12月13、20日		

(5) 交通量調査結果

6月及び12月の調査の結果、両日ともノーマイカーデーの20日は、交通量が減少していました。しかし、特に12月の減少が大きくなったのは、調査日が休日の方が多く土曜日であり、20日の天候(くもり時々雪)が悪かったため、出控えられたためと考えられます。

引き続き、ノーマイカーデーの徹底と目的達成のために、さらなる啓発活動が必要です。

平成15年6月13日(金:雨)・同6月20日(金:くもり) 午前7:00から午前9:00

交通量調査地点

- ア 県道明石神戸宝塚線(逆瀬川2丁目交差点西側)
- イ 市道1047号線(中筋2丁目八幡神社交差点北側)

位置	6月13日			6月20日			差引台数	
	上り	下り	合計	上り	下り	合計	増減台数	増減率
ア	765	834	1,599	893	689	1,582	17	-1.1%
イ	959	671	1,630	1,002	584	1,586	44	-2.7%

平成15年12月13日(土:晴れ)・同12月20日(土:くもり時々雪)午前7:00から午前9:00

交通量調査地点

- ア 県道明石神戸宝塚線(逆瀬川2丁目交差点西側)
- イ 市道1047号線(中筋2丁目八幡神社交差点北側)

位置	12月13日			12月20日			差引台数	
	上り	下り	合計	上り	下り	合計	増減台数	増減率
ア	585	808	1,393	478	585	1,063	330	-23.7%
イ	686	527	1,213	715	436	1,151	62	-5.1%